# 相談室

| 名称 | 日・曜日 | 時間 | 相談会場 | 相談員・申込方法など | 問い合わせ |
|---|---|---|---|---|---|
| 法律相談 | 5日・12日・19日・26日、4月2日（いずれも木曜日） | 13：00～16：00 ※相談時間は30分以内 | 地域づくり推進課 | 相弁護士　定12人／日（抽選）<br>申当日受付（8：30～9：00に電話またはファックス、窓口）<br>※相談は原則年度内1回限り | 地域づくり推進課<br>☎(082) 420-0924<br>FAX(082) 423-0270 |
| 登記・法律相談（相続・成年後見など） | 11日(水)・18日(水) | 10：00～12：00 ※相談時間は30分以内 | | 相司法書士　定8人／日（先着順）　申当日受付（8：30～9：30に電話またはファックス、窓口） | |
| 消費生活相談 | 月～金曜日 ※祝日を除く | 9：00～12：00<br>13：00～17：00 | 消費生活センター（市役所北館1階2番窓口） | 内消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談<br>相消費生活相談員 | 消費生活センター<br>☎(082) 421-7189 |
| お昼の消費生活相談 | 月～金曜日 ※祝日を除く | 11：00～13：00 | ― | 内消費生活センター受付時間外の相談窓口です<br>相国民生活センター職員など | 国民生活センター<br>☎(03) 3446-0999 |
| 休日の消費生活相談 | 土日祝日 | 10：00～16：00 | | | 消費者ホットライン<br>☎188 |
| 心配ごと相談・行政相談 | 西条会場 3日(火)、4月7日(火) | 13：00～16：00 | 市役所北館1階 相談室1 | （心配ごと相談）<br>相心配ごと相談員<br>（民生委員・児童委員）<br><br>（行政相談）<br>内国の行政に関する要望や相談<br>相行政相談委員 | （心配ごと相談）<br>東広島市民生委員児童委員協議会<br>☎(082) 420-0932<br><br>（行政相談）<br>中国四国管区行政評価局<br>☎(082) 228-6173 |
| | 八本松会場 11日(水)、4月8日(水) | 13：00～16：00 | 八本松地域センター | | |
| | 志和会場 19日(木) | 13：00～16：00 | 志和出張所 | | |
| | 高屋会場 23日(月) | 13：00～16：00 | 高屋西地域センター | | |
| | 黒瀬会場 2日(月)、4月6日(月) | 9：00～12：00 | 黒瀬支所南庁舎5階 第3会議室 | | |
| | 福富会場 11日(水)、4月8日(水) | 13：00～16：00 | 福富保健福祉センター | | |
| | 豊栄会場 17日(火) | 13：00～16：00 | 豊栄保健福祉センター | | |
| | 河内会場 26日(木) | 13：00～16：00 | 河内保健福祉センター | | |
| | 安芸津会場 23日(月) | 13：00～16：00 | 安芸津文化福祉センター | | |
| 自殺予防電話相談 | 年中無休 | 24時間 | ― | ― | 広島いのちの電話<br>☎(082) 221-4343<br>よりそいホットライン<br>☎(0120) 279-338 |
| 【特設】人権相談 | 西条会場 3日・10日・17日・24日・31日 ※いずれも火曜日 | 13：00～16：00 | 広島法務局東広島支局 | 相人権擁護委員 | 東広島竹原人権擁護委員協議会<br>☎(082) 423-7752 |
| | 黒瀬会場 2日(月) | 9：00～12：00 | 黒瀬支所南庁舎5階 第3会議室 | | |
| | 福富会場 11日(水) | 13：00～16：00 | 福富保健福祉センター | | |
| | 安芸津会場 23日(月) | 13：00～16：00 | 安芸津文化福祉センター | | |
| 【常設】人権相談 | 月～金曜日 ※祝日を除く | 8：30～17：15 | 広島法務局東広島支局 | 相法務局職員、人権擁護委員 | 広島法務局東広島支局<br>☎(082) 423-7707 |
| ひがし広島法律相談センター | 毎週水曜日（変更になることがある） | 13：00～16：00 | 市民文化センター2階 研修室3 | 相広島弁護士会　申電話（休業日を除く9：30～16：00）　無有料 | ひがし広島法律相談センター<br>☎(082) 421-0021 |
| 遺言・契約書などの作成 | 月～金曜日 ※祝日を除く | 10：00～12：00<br>13：00～16：00 | 東広島公証役場（市民文化センター4階） | 相公証人　申電話 | 東広島公証役場<br>☎(082) 422-3733 |
| 県民相談 | 月～金曜日 ※祝日を除く | 9：00～17：00 | 広島県生活センター（県庁農林庁舎1階） | 内離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談　相県民相談員 | 県民相談窓口<br>☎(082) 223-8811 |

## 教えて 消費生活

### ショッピングモールで勧誘されたウォーターサーバー

**《事例》（70歳代　女性）**

ショッピングモールで「1カ月は無料。その後も500円程度で水が飲める」と勧誘され、ウォーターサーバーのレンタルと水の定期宅配契約をした。自宅にサーバーと水が届いたが、設置方法が分からず、自分で管理できないと思い、その日のうちに解約を申し出たところ、1万6千円の高額な解約料を請求された。

**《アドバイス》**

ウォーターサーバーの設置や水の交換などを自分で管理や取り扱いができるかよく考えましょう。ウォーターサーバーのレンタル契約は契約期間が複数年となっていたり、中途解約すると解約料が発生したりすることがあります。契約するときは、管理・取扱方法だけでなく、契約内容や解約条件などをよく確認しましょう。クーリング・オフできる場合もあります。困ったときは、消費生活センターへ相談しましょう。

問 消費生活センター
☎(082) 421・7189



都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

| 名称 | | 日・曜日 | 時間 | 相談会場 | 相談員・申込方法など | 問い合わせ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭児童相談<br>児童虐待相談<br>DV相談 | | 月～金曜日 ※祝日を除く | 8：30～17：15 | こども家庭課 | 相家庭相談員兼母子・父子自立支援員 | こども家庭課<br>☎(082) 420-0407 |
| | | 上記以外（児童虐待通告のみ） | | ― | ― | 市役所当直室<br>☎(082) 422-2111 |
| 家庭児童相談 | | 水・木曜日 ※祝日を除く | 10：00～17：00 | 子育て・障害総合支援センター はあとふる（市民文化センター1階） | 相家庭相談員兼母子・父子自立支援員 | はあとふる<br>☎(082) 493-6073 |
| 障害者・障害児相談 | | 月～土曜日 ※祝日を除く | 8：30～17：15 | | 相相談支援コーディネーター | |
| 障害者虐待相談 | | 月～金曜日 ※祝日を除く | 8：30～17：15 | 子育て・障害総合支援センター はあとふる（市民文化センター1階） | 相相談支援コーディネーター | |
| | | | | 障害福祉課 | 相障害福祉課職員 | 障害福祉課<br>☎(082) 420-0180 |
| | | 上記以外（障害者虐待通報のみ） | | ― | ― | 市役所当直室<br>☎(082) 422-2111 |
| 広島地域若者サポートステーション「若者交流館」 | | 4日・11日・18日・25日（いずれも水曜日） | 13：00～17：00 | 市民文化センター2階展示コーナー | 就職したいけれど、あと一歩が踏み出せない人、職場での人間関係が苦手で辞めてしまった人などの相談を受け付けます。<br>内自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など<br>対15歳から概ね39歳までの人　保護者からの相談も受け付けます。　定4人／1日 | 広島地域若者サポートステーション「若者交流館」<br>☎(082) 511-2029 |
| 働く女性の相談室 | | 21日(土) | 13：30～14：30 | 市民文化センター2階研修室3（サンスクエア東広島） | 内仕事上の悩み（セクハラ、パワハラ、家庭との両立）や、働きたい女性の相談　締14日(土)　申電話、窓口 | エスポワール／男女共同参画推進室<br>☎FAX(082)424-3833 |
| | | | 14：30～15：30 | | | |
| ボランティア相談窓口 | | 第2・4 水・土曜日 ※祝日を除く | 13：00～16：00 | 市民文化センター2階 ボランティア活動支援センター | 相ボランティアコーディネーター | ボランティア活動支援センター<br>☎(082) 424-9590 |
| | | 火・木曜日 ※祝日を除く | 13：00～16：00 | 生涯学習課（市役所北館2階） | 相生涯学習相談員 | 生涯学習課<br>☎(082) 420-0979 |
| 不登校サポート「親の会」 | | 第3水曜日 ※祝日を除く | 13：30～15：00 | 西条フレンドスペース（市民文化センター3階） | 申電話 | 西条フレンドスペース<br>☎(082) 421-8494 |
| 児童青少年総合相談 | 教育相談 | 火～日曜日 ※祝日を除く | 10：00～12：00<br>13：00～16：30 | 児童青少年センター内 児童青少年総合相談室（市民文化センター1階） | 相教育相談員 | 児童青少年総合相談室<br>☎(082) 422-3749 |
| | カウンセラー相談 | 火・水・金曜日 ※祝日を除く | 13：00～16：00 | | 相臨床心理士<br>申電話または窓口（開館日の10：00～16：30） | |
| | 子育て相談 | 火～木・土・日曜日 ※祝日を除く | 9：00～12：00<br>13：00～15：30 | | 相児童厚生員 | |
| ひきこもり専門相談 | | 12日(木) | 13：30～15：00 | 広島県東広島庁舎2階 保健相談室 | ひきこもりや心の悩みや病気について、精神科医と保健師が相談に応じます。<br>内個別相談（予約制）（相談時間は、約30分）　申3月5日(木)までに電話 | 広島県西部東保健所 保健課　保健対策係<br>☎(082) 422-6911(代) |

## 市政への要望（文書・電話・ファックスなど）

| | |
|---|---|
| ①タイトル②要望事項③住所・名前・ファックス番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。（地域づくり推進課） | ☎(082) 420-0924<br>FAX(082) 423-0270 |

## Free of Charge 外国人相談窓口（がいこくじんそうだんまどぐち）・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人咨询窗口・Dịch vụ tư vấn

| | 言語 | 曜日 | 時間 | 場所 | 問い合わせ |
|---|---|---|---|---|---|
| Daily Life Consultations<br>Consultas Diversas<br>生活咨询<br>Tư vấn sống<br>生活相談 | English 英語 | Tuesdays, Wednesdays, Thursdays【火、水、木】 | 9：00～17：00 | 市民文化センターコミュニケーションコーナー | Communication Corner<br>Salão de comunicação<br>コミュニケーションコーナー<br>☎(082) 423-1922<br><br>（公財）東広島市教育文化振興事業団<br>☎(082) 424-3811<br>URL http://hhface.org/corner/jp.html |
| | | Saturdays【土】 | 9：00～13：00 | | |
| | | Mondays, Fridays, Sundays【月、金、日】 | 13：00～17：00 | | |
| | Português ポルトガル語 | Quartas,Quintas,Sábados【水、木、土】 | 9：00～13：00 | | |
| | 中文 中国語 | 星期一、二、五、日【月、火、金、日】 | 9：00～13：00 | | |
| | | 星期四、六【木、土】 | 13：00～17：00 | | |
| | Tiếng Việt ベトナム語 | Chủ Nhật【日】 | 13：00～17：00 | | |

| | 日時 | 内容 | 場所 |
|---|---|---|---|
| Legal Consultations<br>Consulta Jurídica<br>法律咨询<br>Tư vấn pháp luật<br>法律相談 | 3月14日(土)<br>①13：00～ ②14：00～<br>③15：00～ ④16：00～ | 弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。1週間前までに予約が必要。<br>相談時間は約40分 | 市民文化センター研修室 |